
公安委員会規則

高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成27年2月24日

高知県公安委員会委員長 島田 京子

高知県公安委員会規則第1号

高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則

高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年高知県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「第10条第1項第2号」を「第10条第1項第1号」に改める。

附 則

この規則は、平成27年3月1日から施行する。

新 旧 対

照 表 旧

新
高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則

旧
高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則

(医師の指定等)

第 4 条 法第 4 条の 3 第 2 項の規定に基づく診断を行う医師の指定は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 5 条の 2 に規定する認知症（次項において「認知症」という。）の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師のうちから行うものとする。

2 ~ 4 略

5 府令第 10 条第 1 項第 1 号の規定により法第 5 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に該当するか否かの判断に必要な知識経験を有すると公安委員会が認める医師は、精神科、心療内科、神経内科等を標ぼうし、2 年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有する医師とする。

(医師の指定等)

第 4 条 法第 4 条の 3 第 2 項の規定に基づく診断を行う医師の指定は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 5 条の 2 に規定する認知症（次項において「認知症」という。）の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師のうちから行うものとする。

2 ~ 4 略

5 府令第 10 条第 1 項第 2 号の規定により法第 5 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に該当するか否かの判断に必要な知識経験を有すると公安委員会が認める医師は、精神科、心療内科、神経内科等を標ぼうし、2 年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有する医師とする。